

令和2年度
年度計画

令和2年4月1日～令和3年3月31日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

公立大学法人愛媛県立医療技術大学令和2年度年度計画

第1 年度計画の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 目指すべき教育の方向

(ア) 学部（専攻科含む）

- ① 教養科目について、学生によるカリキュラム評価のためのアンケートや教員による評価を行い、授業内容や展開方法を工夫する。

学生の授業評価アンケートを実施し、その評価から教育の振り返りを行う。

- ② 教育理念・教育目標と授業の関連を意識して授業が実施できるよう、教員へより一層の浸透を図るとともに、各科目の初回講義時に教育目標と授業の関連を学生に周知するなど、学生への浸透を図る。

特に、学部（看護学科）の改正カリキュラムの円滑な施行のため、教員の理解促進を図る。

- ③ eラーニングを用いたアクティブ・ラーニングを、さらに多くの科目で導入しながら、その推進方法について検討を行い、新たなeラーニング用教材の開発を促進する。また、アクティブ・ラーニング及びeラーニングの研修や情報交換を行う。

能動的学修推進会議において、アクティブ・ラーニングのための施設・設備の活用状況や進捗状況について検証し、今後の推進方策を検討する。

- ④ 看護学科では、技術教育ワーキングを中心とした学生による技術到達度自己点検の促進を継続するとともに、改正カリキュラムの施行に向け、学科FD活動によって技術教育の内容・方法に関する情報交換を行い、看護学各領域の協働体制を整える。

臨床検査学科では、生理機能検査演習等で検査技術のシミュレーション教育を行い、臨床現場で応用が可能な技術修得を強化する。

- ⑤ 臨床現場で活躍する専門家や患者・家族当事者の協力を得て、実践の場に即した専門的知識・技術教育の充実を図る。

- ⑥ 高雄医学大学（台湾）における短期海外研修を継続して実施するとともに、高雄医学大学からの研修生の受け入れを進めるなど、国際交流の推進を図る。

(イ) 大学院

- ① 大学院改正カリキュラムについて、令和3年度入学生募集に反映させるとともに、移行に伴う対応について教員間で協議・情報共有する。

- ② 「保健医療学概論」「保健医療チーム特論」「地域保健医療学特論」における他職種及び同職種間理解の強化と連携・協働の学習機会を継続する。

- ③ ゼミナール形式の授業展開等で教員と学生が双方向性のディスカッションを行う機会や研究計画発表会、中間発表会等、多様で複数の参加者がいる下での発表や質疑応答を受ける機会を継続する。また、授業のなかで、レポート作成、文献の精読等を積み重ねること、研究成果を公表することにより、論理的思考力を強化する。
- ④ 大学院教員資格審査の上、学内から大学院担当教員を増やし、複数教員による教育体制を充実させていく。また、より強化したい分野や最新の知見等については学外講師を招き特別講演等を企画する。
- ⑤ 研究指導教員が中心となって指導を進め、段階的に研究力の向上を図るとともに、研究アドバイザー（客員教授）の支援を積極的に受ける。
- ⑥ 細胞検査士試験の受験資格に必要な実務研修ができる施設の確保と資格試験対策など学修支援体制を整備する。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 改正した学部（看護学科）カリキュラムも含めて、カリキュラム評価を継続する。
- ② 改正カリキュラムも含めてカリキュラムの課題、問題点を抽出し、改善案を検討する。
- ③ 「H24カリ」から「R2カリ」にスムーズに移行できるように運用するとともに、運用状況を継続的に評価する。また、教務委員会とFD委員会が協働して、科目間連携や教育内容の調整を行う。
- ④ シラバス等にかリキュラムポリシーを明記するほか、ガイダンス等を通じてカリキュラム編成の意義や意図を説明し、学生への一層の周知を図る。
- ⑤ 細胞検査士試験の受験資格に必要な実務研修ができる施設の確保と資格試験対策など学修支援体制を整備する。

(3) 教育方法の改善

ア 授業方法の改善・工夫

(ア) 学部（専攻科含む）

- ① 医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施する。
実習室とアクティブ・ラーニング教室を併用した演習授業を設計するなど、授業内容の充実を図る。
- ② 共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目において、可能な限り両学科合同の授業を開講し、これらを継続して評価、改善を行う。
- ③ 共通教育科目の合同授業の担当を新任教員や若手教員の研修に位置づけるとともに、プレゼンテーションやピアレビューの機会に上級学年の学生との交流を図ることで、人と関わる力を伸ばす。また、ゼミナール形式の授業、グルー

プ演習・実習などを積極的に行い、各学年における少人数教育を充実させる。

- ④ アクティブ・ラーニング及びeラーニングの積極的な活用を検討し、アクティブ・ラーニングの施設整備とその運用方針を協議する。各教員の新たなeラーニング用教材の開発を促進するとともに、公開演習授業等のFD活動を行い、成果を検証して改良を加える。予習・復習等の自主学習を推進するためにオンラインツールの導入するとともに、アクティブ・ラーニング及びeラーニングの研修や情報交換を行う。

- ⑤ eラーニングで使える既存の教材の内容、使い方等の情報収集を行い、eラーニングの活用に向けて検討する。

看護学科では、病院や地域の実習場でのタブレットの活用、臨床検査学科では、形態系・生理機能系を中心にeラーニングの有効な活用を行い、さらに他分野への応用を検討する。

- ⑥ 看護学科では、看護学実習連絡会議を開催し、実習指導上の課題や実習指導のあり方の協議、本学の新カリキュラムについて理解と周知を図る。

臨床検査学科では、臨地実習意見交換会を開催し、協議内容を踏まえて、指導体制を充実させるとともに、大学と臨地実習施設との密接な連携を図る。

- ⑦ シラバスの新様式について学生に周知し、開講科目と関連する科目の学習の促進を図るとともに、学位授与方針と開講科目との関係に関する表の活用方法について引き続き検討する。

(イ) 大学院

- ① 各授業内での課題プレゼンテーションに加え、研究の進捗状況に応じて、所属領域における予行プレゼンテーション、研究計画発表会、研究中間発表会、最終論文発表会を開催する。

- ② 現行カリキュラムを継続し、共通教育科目として看護学専攻と医療技術科学専攻の学生と一緒に履修する科目を開講する。

- ③ 研究倫理のeラーニング学修を義務付け、履修状況を確認する。

自宅からの文献検索の活用状況を確認し、さらなる利便性の向上に努めるとともに、メールによる指導を継続する。

- ④ 令和3年度からの改正カリキュラムの適用に向けて、シラバスの充実(内容・方法・評価方法等)を図る。

- ⑤ 教育力獲得のひとつの機会とするため、職を持たない学生にはティーチングアシスタント(TA)制度を適用する。

イ 教員の教育能力の向上

- ① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)」を活用して、FD研修を行うとともに、教員の参加を促進するために積極的な啓発活動を行う。

学内における新任教員研修を実施するとともに、教員を対象としたSPOD

研修プログラム等への参加を推奨する。

- ② 学生の「授業評価アンケート」による授業評価の集計結果を速やかに教員に返却、活用するとともに、教員の教育能力向上のためSPOD研修プログラム等への教員の積極的な参加を促す。
- ③ 少人数科目については、学生との双方向の話し合いにより授業の質の向上につなげるとともに、改正カリキュラム適用の準備の一環として、教員自身の自己評価方法を検討し実施する。

(4) 教育成績評価システムの充実

- ① 学位授与方針(ディプロマポリシー)を明確化し、シラバスに明記するほか、ガイダンス等において周知を図る。
- ② 成績評価基準、方法についてはシラバスに明記する他、新年度ガイダンスや各授業の初回において説明し、周知を図る。また、ルーブリック評価活用の範囲を拡大するなど、客観評価の工夫を行う。
- ③ 自己教育力の評価にPROG*(Progress Report on Generic skills)を活用し、強化に向けた方策を検討する。看護学科においては、ポートフォリオの活用を継続し、その有効性を検討する。

*社会に求められる汎用的な能力・態度・志向(ジェネリックスキル)を評価する質問紙調査法

- ④ 自己教育力の評価にPROGを活用し、強化に向けた方策を検討する。看護学科においては、ポートフォリオ活用の有効性をPROGを指標として調査研究する。
- ⑤ 引き続き、連絡が途絶えず交流が続けられるよう名簿を管理し、大学院の活動についてメールやホームページ、広報誌等で積極的に情報発信していく。

(5) 教育・学修環境の整備・充実

- ① 別館を含め講義室、演習室の設備・備品の見直しや整備を行うとともに、自習スペースの拡充を検討する。
- ② 能動的学修推進会議において、整備を行ったアクティブ・ラーニングのための施設・設備の状況やアクティブ・ラーニングの進捗状況について検証し、今後の推進方策について検討する。
- ③ 非常勤講師も含め教員及び司書が蔵書構成のバランスを考慮して選書を行う。利用者、特に学生の要望を取り入れた選書を行うために、ブックハンティングやリクエストの促進など、学生が図書館と積極的に関わる機会を設定し、参加を促す。

発刊後年数を経た図書に関して見直しを行い、新版図書との差し替えを行い書架の魅了向上を図る。

- ④ 平日夜間の利用時間延長、土曜日開館時間延長や日曜・祝祭日の図書館利用

の必要性および可能性について調査・検討を行う。

- ⑤ 学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を効果的に周知し、学生の自主学習および卒業研究への活用を推進する。

新任教員に対しては、より高度な文献検索システムを含めた電子ジャーナル検索・ダウンロードについての講習を行い、積極的な活用を促す。

利用状況に応じた学術情報検索・電子ジャーナルの見直しを行い、電子ブックについては引き続き調査・検討を行う。

- ⑥ ラーニング・コモンズの利用普及を図るとともに、アクティブ・ラーニングを推進するため、必要な設備・環境整備について検討する。図書館職員の能力の向上のための方策について検討する。

(6) 学生の受け入れ

- ① 入学試験については、適切な入試方法を選択し、公正に運営する。
- ② 大学入学者選抜の制度改革に対応する新しい入試方針に則り、「学力の3要素」を踏まえ、本学のアドミッションポリシーに基づいた入試が適切に実施できるよう、調査書の活用方法などの詳細について入学者選抜要項及び学生募集要項において公表するほか、国や他大学の状況や志願者の動向の把握に努める。
- ③ オープンキャンパスの年間の開催予定を早く広報し、参加者の増加を図るとともに、多くの教員・学生の参加を得て、全学的に取り組む。
また、高校の進路指導担当教員への大学説明会や高校訪問、出張講義、進学説明会、高校内ガイダンスへの参加等について、これまでの実績を踏まえて、より効果的な内容となるよう検討する。
- ④ 広報誌「砥礪」を大学院教員の活動内容に焦点をあてた内容で発行するほか、病院訪問、大学院説明会及びホームページの充実等の広報活動を通じて、広く関係団体や医療機関の理解促進を図るとともに、大学院の教育内容及び特色を浸透させる。

2 学生支援

(1) 学修支援

- ① ガイダンスや掲示等で、全教員のオフィスアワー及び学修相談の申し込み方法等に関する情報を周知するとともに、ホームページの学生専用ページに掲載する。また、各教員からも種々の機会を通じて対面で学生に学修相談の積極的な活用を促すとともに、学生専用ページへの定期的なアクセスを促し、学生が学修に関する助言を受けやすい環境整備を進める。
- ② 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスの履修指導において、指導内容の充実を図るとともに、履修指導が必要な学生に対しては、クラス顧問が個別に指導にあたる。「学生生活の手引き」を更新し、学生へ配布するとともに、学生専用ホームページに掲載する。

保護者へ成績の提供を行い（年2回以上）、大学と保護者が連携して適切な履修指導を行う。

- ③ 台湾高雄医学大学における短期海外研修を継続的に実施するとともに、短期海外研修参加者による報告会を行い、参加者以外の学生に対しても、海外の保健医療事情に触れることを通して、グローバルな視点の涵養を図る機会とする。
高雄医学大学の学生の受入れについて検討するなど、国際交流の推進を図る。
- ④ 国際交流委員会と学生委員会が共同で、学生の海外渡航や国外留学等に関する支援の在り方等、海外渡航の安全確保に努める。また、必要に応じて大学コンソーシアムえひめ国際交流支援部会が実施する海外渡航危機管理セミナーへの参加を促し、学生の安全意識の向上を図る。
- ⑤ 現行の研究費適用の申し合わせの適正運用、奨学金等の経済的支援に関する情報提供、WEB会議システムの活用を行う。また、仕事と学業の両立に関わる情報提供を丁寧に行っていくとともに、学生アンケートの結果及び普段からの大学院生とのコミュニケーションにより学修・研究環境についての要望を確認し対応していく。

（2）生活支援

- ① 定期健康診断を実施するとともに、学生の健康に関わる情報については、クラス顧問や学内相談員が、学生のプライバシーに配慮しながら共有し、学校保健安全法等に基づいた保健指導を実施する。
感染防止マニュアルは適宜更新を行い、実習および日常生活における学生の感染予防に努める。
学生生活に関する相談体制を拡充するため、学生相談室を気軽に活用できるよう、利用方法等を学生の利便性に合わせて調整する。また、相談体制の学生への周知に努める。
- ② 学生生活における安全面の支援体制を充実させるため、交通安全教室及び犯罪防止教室の講習会を実施する。特に交通安全に関しては、新入生のほか、バイク等の事故経験者や実習前の学生を対象に、教室への参加を徹底する。
ハラスメント防止対策では、犯罪被害防止教室を通じて、被害を訴える方法及び対応を学生に周知徹底する。またSNSの使い方研修も引き続き実施する。その他、地元警察署等と大学周辺の犯罪や事故発生状況、安全に関する情報の収集および交換を行い、学生指導に活用する。
- ③ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報を入手し、学生・保護者に案内するほか、学生がアクセスしやすい情報提供を図る。臨床検査学科では、医療機関等が提供する奨学金の取り扱いが少ないが、学生がインターンシップに行ったことがきっかけで検査会社から奨学金を得ているケースもあったことから、引き続き情報収集を行う。
- ④ 自治会やサークルの自主的な課外活動の活性化に向けての意見交換を行い、

新たなサークルの発足などにも適切な助言のほか、従来のサークルにも継続的な活動を行えるように助言を行う。また、優れた活動に対しては表彰を実施する。施設利用については土曜日の利用を支援する。

(3) 就職・進学支援

- ① 令和元年度に実施した就職支援についてのアンケート結果を参考に、就職支援の方法や進路セミナー、就職支援ホームページについて、一層の充実を図る。
就職・進学に関する全情報を学生ホール・ホームページに掲示に掲載するとともに、学生が入学直後から卒後のキャリアデザインを描けるような支援の在り方についての検討を進める。
- ② 県内就職率の向上を図るため、愛媛県、県内高校及び関係医療機関などと密接に連携し、県内医療機関の魅力の紹介に努める。また、進路セミナーにおいて県内医療機関のきめ細やかな情報発信を行うとともに、県内就職促進パイロット事業の取り組みの充実を図る。また、引き続き、学生の就職を選択するに至る要因分析を進める。

(4) 卒後支援

- ① 大学ホームページの卒後支援ページの一層の充実を図るとともに、卒業生・修了生がキャリアアップやキャリア支援で求めるニーズの把握に努める。
ホームカミングデーの告知を通して卒業後の研究支援を呼びかけるとともに、ホームカミングデーに教員が参加し、卒業後の支援ニーズの把握に努める。
本学ホームページで教員の専門分野や社会貢献業績リストを示して卒業後の支援状況を情報提供する。
- ② 各学科の組織を通して、卒業生・修了生に対する教員個別の支援状況の実態を把握すると共に、卒業生・修了生からの要望に対応するための体制についての意見を聴取する。
また、ホームページを経由して寄せられた意見や要望も含めて、卒業生・修了生への対応可能な課題から対応策を検討する。
- ③ 大学へ既卒者を含む求人情報があれば、同窓会（木蓮会）と協力して、就職支援ホームページを活用し、積極的に情報発信していく。
就職支援ホームページ及び卒業・修了後にも活用できるSTUメールにより、卒業生・修了生の要望を把握し、Uターン、再就職を支援していく。
- ④ 研究結果の公表に向けた支援を継続するとともに、修士論文発表会や研究計画発表会、公開で行われる講演や研修会等可能な限り学修の機会を案内する。
就職支援ホームページや本学での学修活動への参加時に、修了生の状況や要望の把握に努める。

3 研究

(1) 研究水準の向上

- ① 国際的な学术交流等に対し、旅費など経費の一部を支援する。また、講座研究費の有効活用により、国際学会での発表や学术交流を積極的に行う。
- ② 学科セミナーを定期的で開催して教員の研究成果を発表することによって他者評価を受ける機会を確保し、研究の質の向上を図る。
- ③ 科学研究費補助金獲得支援となる研修会を全教職員対象に開催する。

(2) 研究活動の活性化・適正化

- ① 教育研究助成費を活用した学内研究を募集し、有望な学際的研究活動を選考のうえ支援する。
学外の競争的研究助成費への積極的な応募を行う。
- ② 科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を開催するとともに、その他の研究資金の獲得を奨励するための広報を積極的に実施する。
- ③ 教員の研究能力を向上させるため、学内業務の調整や教員研究費の活用を図り、教員の学会等への研修参加を支援するほか、研究アドバイザー（客員教授）の活用による研究の活性化、質の向上を図る。
- ④ 研究活動の推進に必要な研究機器等について、計画的に整備を行い、その充実を図る。
- ⑤ 今治市・上島町及び愛媛県と協働実施した「地域包括ケア人材育成支援事業」の取組成果を研究発表し、県内他地域へ普及していく。
妊産婦に対する切れ目のない支援に関して、昨年度の市町保健センター・産科医療機関に引き続き、妊産婦のニーズ調査を実施し、切れ目のない支援のあり方や地域における助産師の活用に関する提言を取りまとめる。
- ⑥ 本学における研究倫理教育方針の全体像を作成し周知する。また、新規採用教員にはeラーニング教材による研究倫理の受講を義務付けるとともに、全教職員を対象に研究倫理に関する研修セミナーを開催する。さらに、研究倫理委員会は、研究活動における倫理審査の適正かつ迅速な審議に努める。

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 高校訪問や進学説明会出席時に大学案内、広報誌「砥礪」等を配布し研究成果の広報に努める。
県内の看護師・臨床検査技師を対象として実施している「実践セミナー」について看護職を対象に実施する。
「えひめ高校生生体機能研究プログラム」は参加教員及び内容も追加し、多くの応募に応えるために2回実施することとし、実習後に成果発表会を行う。
- ② ホームページ上の教員の専門性や共同研究成果の掲載内容を定期的に更新し、医療機関や民間団体への情報提供ができる体制を整える。

4 社会貢献

(1) 地域貢献活動の推進

- ① 地域交流センター運営委員会での活動計画承認後、地域交流センターで具体的事業計画運営を検討し、大学全体への協力が得られるよう、各学科、教授会等で協力体制を呼びかけ、事業推進を行う。
- ② 令和元年度に実施した研修会の結果をふまえ、県内の専門職、教育機関、各種団体、行政のニーズに合った研修会や共同研究を計画し、ネットワークの強化を図る。
- ③ 県内唯一の助産師養成機関として、本県の母子保健医療に貢献するため、母性・助産教育に関係する教員を中心に、妊産婦支援に関する調査研究を実施し、切れ目のない支援のあり方や地域における助産師の活用に関する提言を取りまとめる。
- ④ 地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療福祉関係職種の研修を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応じて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ⑤ 地域交流センターの事業報告書等のPDFファイル作成とホームページへのアップロードを鋭意継続していく。文書のセキュリティに関しては更に検討を進めていく。

また、研究紀要を電子媒体での発行とし、利用者の利便性を図るとともに、機関リポジトリに掲載し本学の研究内容を広く情報発信する。

- ⑥ 助産師養成機関として、学校や地域と連携し、子育て支援事業や思春期保健事業の協働を継続する。卒業生の潜在助産師登録調査を継続し、必要時には復職支援についても検討する。

妊産婦に対する切れ目のない支援に関して、昨年度の市町保健センター・産科医療機関に引き続き、妊産婦のニーズ調査を実施し、切れ目のない支援のあり方や地域における助産師の活用に関する提言を取りまとめる。

(2) 地域住民への貢献

- ① 看護実践セミナーを開催し、県内看護師の看護技術向上に貢献する。
ブックメディカルトークは医療関係の道を目指す高校生が、普段接する機会の少ない情報に触れ、明確な目的意識を持って自己実現を目指すことにつながる事業であり、県立図書館からの依頼に応じて継続して実施する。
- ② 実施する事業内容に応じて、対象となる教育機関や医療機関等に郵送およびホームページで積極的に広報する。地域住民や卒業生等への広報活動を積極的に行い、地域住民や卒業生が関心を持って参加できるよう工夫する。
- ③ ホームページや学内ポスターを活用し、学生ボランティアの登録サイトを学生に周知する。併せて、システムの稼働状況を把握して登録の促進を図る。地域団体や地域住民等からの要請に応じて情報提供や活動を呼びかけ、学生の地

域貢献活動に繋がるように支援する。ボランティア系サークルや個人登録者の活動実績は大学ホームページや地域交流センター報告書に掲載し、活動の普及・発展を図る。

さらなる地域貢献活動の発展に向け、引き続き積極的に地域の情報を収集し、地域交流センターと学生委員会が情報共有をしながら、学生へ周知する。

- ④ 地域住民の図書館利用を継続し、資料宅配サービスや夏季・春季期間の閲覧席開放サービス、記事見出し検索サービスを継続し、より多くの地域住民に利用していただけるよう広報活動を行う。

また、地域住民の学習や健康づくりのため、利用者のニーズに合わせた学内施設の開放や備品等の貸出しに務める。

砥部町との「連携協力協定」に基づいて、相互交流を一層推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善

(1) 理事長を中心とする機動的な運営

- ① 理事会、経営審議会、教育研究審議会等法人組織や教授会・学内委員会との連携・協働体制を維持し、各々の意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が機動的で迅速な意思決定を行う。
- ② 運営調整会議で大学運営の方針を決定する体制を継続し、事務局長や学部長などが主体的かつ機動的に業務執行を行う。また、各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携して運営を行う。
- ③ 教員及び事務職員が情報や課題を共有し、連携して、それぞれの専門性を活かした大学運営に取り組む。
- ④ 理事長（学長）のリーダーシップのもと、学科等の意見や要望を踏まえ、重点課題に弾力的に資源配分するなど、戦略的かつ機動的な大学運営に取り組む。

(2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 学外有識者等から登用している理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映させる。
- ② 学生へのアンケート内容を見直しつつ引き続き実施し、収集した要望や意見を大学運営の改善に活かす。

後援会総会や役員会、大学への要望メールなどを通して、学生や保護者から寄せられる意見を個別に検討し、大学運営に反映する。

ホームページで大学情報を公開し、広く県民から意見を聴くとともに、地域交流企画を継続開催し、地域住民と大学の交流を深める。

2 教育研究組織

(1) 教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会ニーズに対応した適切で活発な教育研究活動を継続するため、講座、研究グループなど教員組織や研究体制、各委員会の構成メンバーについて、必要に応じて見直しを行っていく。

3 人事の適正化

(1) 人事制度の弾力的な運用

- ① 学部及び大学院の教員構成や担当分野などを考慮し、非常勤講師の早期確保を含め運営に必要な教員の確保を図る。
- ② 教員の採用に必要な分野・資格を明確に示し、教員選考委員会で公平性・客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会に付議して採用を決定する。
- ③ 令和3年4月1日付けでプロパー職員1名を採用するため、選考を行う。また、プロパー職員に各種研修を積極的に受講させ、法人経営や大学事務にかかる専門性の修得を支援する。
- ④ 教員・学生の研究活動の活性化のため、研究活動の指導・アドバイスに当たる客員教授を任命するとともに、主要な実習施設において臨床教授を任命し、実習体制の充実を図る。
教員の任期制や年俸制の導入については、他大学の状況を踏まえ、引き続き検討する。
- ⑤ SPODや学会等の外部機関が実施する研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流について公立大学中四国協議会等において意見交換を行う。
- ⑥ 兼業にかかる現行の規程や基準について、本学教育研究活動に支障が生じない範囲で、柔軟な運用を図る。

(2) 適正な業績評価の推進

- ① 理事長を長とする教員業績評価委員会において、平成30年度に見直した評価制度に基づき適正な評価を実施する。
また、教員の意見を聞きながら、より公正かつ教員の活動を活性化する評価制度となるよう引き続き検討する。
- ② 教員業績評価委員会において、評価項目や基準の妥当性について検討し、必要に応じて改正を行う。
教員全員にそれぞれ業績評価結果を通知するとともに、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映する。
- ③ プロパー職員の人事評価は、愛媛県派遣職員の制度を活用して行い、処遇等に反映させる。

4 事務等の効率化、合理化

(1) 事務処理の改善

事務分担や事務処理方法を随時見直し、グループ内業務の更なる効率化・合理化に努める。専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、経費削減に努める。決裁手続き等の簡素化・合理化を検討・実施する。

(2) 事務組織の見直し

法人プロパー事務職員に、法人経営や大学事務にかかる専門的な知識や技術を修得させ、より効率的で合理的な大学運営を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加

(1) 外部資金等の獲得

- ① 教員に外部の競争的研究資金等にかかる公募情報を適宜提供するとともに、科研費申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。
- ② 教員業績評価において、競争的外部資金や受託・共同研究資金などの学部資金の獲得状況を、引き続き評価項目とする。
- ③ ホームページ上の教員研究活動や研究内容に関するコンテンツを充実させるとともに、PRに努め、新たな受託研究等の獲得を目指す。
市町、県内企業、試験研究機関や医療機関等に広報誌「砥礪」を配付するとともに、教員の研究内容をホームページで公開する。次回発行の「砥礪」を教員の研究に焦点をあてた紙面構成とし、大学の研究内容を広く学外にPRする。

(2) 収入源の拡充

- ① 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
有料化対象施設の範囲拡大を検討するほか有料公開講座を積極的に開催する。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持するとともに、納付指導を適切に行い、滞納（未収債権）の発生防止に努める。
- ③ 「愛媛県立医療技術大学基金（EPU愛顔基金）」の趣旨を様々な機会を通じて、卒業生や関係者に周知し、基金の拡充を図る。

2 経費の効率的、効果的な執行

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員に、光熱水費など維持管理経費の実績を周知することにより、節電の啓発をはじめ、コスト意識を喚起する。
予算の使途について、重点化及び緊急対応の観点から常に見直しを図り、優先順位を明確にしたうえで、効率的な執行に努める。
- ② 専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続し、学生定員の増加等に伴う業

務量増や土曜日開館に対応し、経費削減に努める。

複数年契約や競争入札等を継続実施するとともに、管理経費の削減方法について検討する。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

非常勤講師、特定教員、有期雇用職員等の制度を効果的に活用し、総人件費の抑制に努める。

3 資産の管理運用

(1) 資産の適正な管理

- ① 財務会計システムを有効活用し、資産の状況を定期的に把握するなど、適正管理を行う。
- ② 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収するとともに、有料化対象施設の範囲拡大を検討する

(2) 資金の適正な運用管理

資金は、用途及び目的ごとに区分した管理口座で、適正に運用管理する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の実施

- (1) 自己点検評価委員会において、主要課題の内容とその進捗状況を委員で情報共有を図り、中期目標達成に向けて必要に応じて、ワーキンググループを設置するなど、推進体制を強化する。
- (2) 年度計画、財務運営状況、法人運営状況等をホームページで公表し、情報開示を進める。

2 情報公開及び情報発信

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。
- (2) タイミングをとらえたマスコミへの情報提供等、適切な情報発信を図る。
法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などを通じて広く公開するほか、ホームページを充実させ、大学の魅力をアピールしていく。
「大学案内」、広報誌「砥礪」は大学の魅力をより効果的にアピールするものとなるよう、引き続き内容を検討していく。
- (3) ホームページの内容・表示方法について検証を行い、学内の情報を逐次発信できるよう、充実を図る。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等

(1) 施設設備の有効活用

施設設備は、法令に基づく保守点検や専門的知識を持った日々雇用職員を加えた自主点検を行い、適正な維持管理を行うほか、必要に応じて、有料施設の範囲拡大を検討する。

(2) 施設設備の計画的整備

安全面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。今後の大学の大規模改修等の基礎資料となる個別施設の長寿命化計画を策定する。

2 安全管理

(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 産業医、衛生管理者、衛生委員会など安全衛生管理のための組織を適切に運営するとともに、ストレスチェックや嘱託医による教職員のメンタルヘルス面での支援を充実する。

改正した「毒物及び劇物管理規程」を適正に運用し、毒劇物の確実な保管、不要な毒劇物の適正処分を実施する。

- ② 「危機管理基本マニュアル」に基づき大学の危機管理体制を見直し、危機事案に対応した「個別マニュアル」の策定を進める。

「災害対策マニュアル」について、引き続き見直しと拡充を行うとともに、防災訓練の充実、災害時用物資の適正な維持管理に努める。

警察等と連携し、学生に対する交通安全講習会、防犯教室を開催し、事故や犯罪の防止に努める。

(2) 情報管理体制の整備

学生には講義の中で情報セキュリティ教育を行うとともに、教職員には、電子情報持出し基準をはじめ情報セキュリティポリシーを周知徹底するほか、情報漏えいによる事件の情報を随時提供し、セキュリティ意識の向上を図る。

新たに定めた「情報セキュリティポリシー」及び「情報基盤及び情報セキュリティ対策に関する規程」等に基づき適切な情報管理を行う。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

学生に対し、倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行うとともに、教職員に対しては、学生の人権とハラスメント防止に関する研修会を開催するなど、人権問題への意識の一層の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

大学院生を含めた全学生に対し各種ハラスメントに関するアンケート調査を継続実施し、その結果を全教職員に提示するとともに、課題等への対応策全教職員で検討する。

学生相談室に学外カウンセラーを配置し、随時相談を受け付けるとともに、相談体制の充実について検討する。

教職員を対象としたハラスメント防止研修会を開催し、教職員のハラスメントに対する意識の向上を図る。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	693
自己収入	258
入学金及び授業料等収入	254
雑収入	4
受託研究等収入	4
目的積立金取崩額	12
基金収入	0
計	967
支出	
業務費	828
教育研究費	103
人件費	725
一般管理費	135
受託研究等経費	4
基金（支出）	0
計	967

（注）人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	994
経常費用	994
業務費	841
教育研究経費	112
受託研究等経費	1
寄付金経費	3
役員人件費	40
教員人件費	562
職員人件費	123
一般管理費	135
財務費用	0
雑損	0

減価償却費	18
臨時損失	0
収益の部	982
經常収益	982
運営費交付金	689
授業料収益	228
入学料収益	39
選考料収益	8
受託研究等収益	4
雑益	4
資産見返運営費交付金戻入	9
資産見返寄附金戻入	1
資産見返補助金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	0
純利益	△12
目的積立金取崩額	12
総利益	—

3 資金計画（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	967
業務活動による支出	948
投資活動による支出	4
財務活動による支出	15
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	967
業務活動による収入	967
運営費交付金による収入	693
授業料及び入学料等による収入	254
受託研究等による収入	4
その他の収入	16
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 出資等による不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分移管する計画

なし

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、耐用年数が大きく経過している大型設備をはじめ本学施設設備全体の抜本的な改修計画を検討するに当たり、大規模改修の推進を要望していく。

第12 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化」に記載したとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

積立金の使途

前中期目標期間の積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし